

2018年11月22日

株式会社インプレスR&D

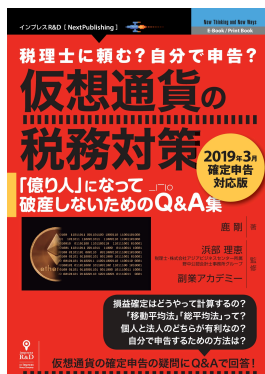
<https://nextpublishing.jp/>

自分で申告する？税理士に依頼する？どちらも解説！
『仮想通貨の税務対策～2019年3月確定申告対応版～』発行
仮想通貨の確定申告ガイドの最新版！

インプレスグループで電子出版事業を手がける株式会社インプレスR&Dは、『仮想通貨の税務対策～2019年3月確定申告対応版～』（著者：著者：鹿 剛／監修：浜部理恵、副業アカデミー）を発行いたしました。

『仮想通貨の税務対策～2019年3月確定申告対応版～』

<https://nextpublishing.jp/isbn/9784844398684>



著者：鹿 剛

小売希望価格：電子書籍版 1400 円(税別)／印刷書籍版 1500 円(税別)

電子書籍版フォーマット：EPUB3／Kindle Format8

印刷書籍版仕様：A5 判／カラー／本文 106 ページ

ISBN：978-4- 8443-9868-4

発行：インプレス R&D

<<発行主旨・内容紹介>>

【わかりにくい仮想通貨の確定申告を Q&A で解説！自分で申告する方法も！】

本書はビットコインやイーサリアムなどの仮想通貨を確定申告でどう取り扱うか、税務当局の最新の見解をもとに専門の税理士が監修した解説書です。

取得価額の決め方や法人と個人のメリット・デメリットなどについて、タックスアンサーの例示を筆者が丁寧に解説。税理士に依頼せず、自分で申告する方法も紹介した増補改訂版！

(本書は、次世代出版メソッド「NextPublishing」を使用し、出版されています。)

税制の中の仮想通貨の位置づけをわかり易く紹介

13 仮想通貨とは？

仮想通貨と暗号通貨

8月タックスアンサーにより、ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却し、または使用することにより生じる利益については、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となることが明確になりました。

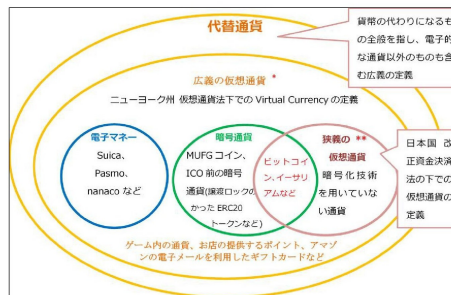
「8月タックスアンサー」ではビットコインのみをとりあげ、ビットコインを使用することにより生じる損益は原則として雑所得に区分されるとしていました。その後の「情報第4号」では仮想通貨一般を対象として、仮想通貨損益やその具体的な計算方法等が示されました。では、仮想通貨とは何なのでしょう？

仮想通貨は、日本以外の多くの国と地域では**暗号通貨** (Cryptocurrency) と呼ばれています。ビットコインも、1998年にサイファーバンクのメーリングリストで、ウェイ・ダイ (Wei Dai) が説明した暗号通貨 (Cryptocurrency) の概念を実現したものです。このコンセプトは、「中央権力によらない通貨の発行・取り引きに暗号学を使った新しい形態・方法を使おう」と提案したものでした。日本では、当時世界最大のビットコイン取引所であったマウントゴックスの破産騒動の際、「仮想通貨」という名称で報道がなされたため、この名称が一般的になりました。そして、2016年に資金決済法の改正が行われ、この改正資金決済法2条5項に「仮想通貨」という用語が法令上の用語としても定義されるに至りました。

6. [暗号通貨] 暗号通貨 (Cryptocurrency) という用語は、仮想通貨と同義に用いられることが多々ありますが、法令では「仮想通貨」という名称が与えられることが多く、日本もそうなっています。暗号通貨という用語は、仮想通貨の技術面「取り引き面での特徴やその実質に着目して使用されているように思われます。ビットコインといった場合も、私たちが通常、通貨としての側面で見えています。しかし、英語で「Bitcoin」のように大文字で始まる場合には、「新しい決済システムで完全電子通貨を実現する総合ネットワークで、中央機関や仲介人を使わないユーザーによる初の分散型デジタル・マネー・決済ネットワーク」といったシステムやネットワークを示し、個々のコインを示す場合には「Bitcoin」のように大文字で示すという使い分けがなされているようです。

本書で扱うのは、法令で定義されている仮想通貨の税務ですが、最初に暗号通貨、代替通貨、電子マネーなどとの関係についても理解しておくのが良いと思われます。筆者なりの理解に基づくものゆえ、諸説ある説明と異なる部分もあるかと思いますが、図を用いて整理します。

広義の仮想通貨と狭義の仮想通貨



図の「*」：ニューヨーク 仮想通貨法で定める仮想通貨

2015年6月に米国ニューヨーク州で成立した仮想通貨法では、「仮想通貨とは、換金できる媒体として利用される、またはデジタル的に保存された価値の形式で利用される、あらゆるデジタル情報 (unit) を意味する」(Virtual Currency means any type of digital unit that is used as a medium of exchange or a form of digitally stored value.) と規定しています。上記の図では、この定義を「広義の仮想通貨」としています。

「広義の仮想通貨」には、電子マネー、ゲーム用途で用い

個人か法人か、国内在住か海外移住かなど、様々なケースを Q&A 形式で解説

24 Q4：今年から、シンガポールに住むことになりました。この場合、今までの取り引きについての納税はどうなるのでしょうか？ また、これからの取り引きについてはどうなりますか？

A4：海外転出届を忘れずに、現地の税制を理解しよう

節税意識が高い方の中には、海外に移住するという選択肢をもっている方もいるかと思いますが。この質問は、このように節税のために海外に移住する、ということを選択した場合に関する税務に関するものです。ここでの前提は、日本人の居住者ではなく、ということになります。

国内法による取り扱い

我が国の所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。「住所」は、「個人の生活の本拠」をいい、「生活の本拠」かどうかは「客観的事実によって判定する」こととなります。したがって、「住所」は、その人の生活の中心がどこかで判定されます。

3. 【居住者と非居住者の区分】 所得税タックスアンサーNo.2875：【平成29年4月1日現在迄の更新】(https://www.rta.go.jp/taxes/shraberu/taxanswer/gensen/2875.html)

ある人の潜在地が2か国以上にわたる場合には、その住所がどこにあるかを判定するためには、職務内容や契約等を基に「住所の推定」を行うことになります。「居所」は、「その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所」とされています。法人については、本店所在地がどこにあるかにより、内国法人または外国法人の判定が行われます (これを一般に「本店所在地主義」といいます)。

現地での取り扱い

シンガポールの個人所得税は最大税率で22%ですが、キャピタルゲインに関して非課税となっています。シンガポールのIRAS (シンガポール内国歳入庁、シンガポールの国税庁) は、仮想通貨の扱いに対して正式な表明をしており、長期的な投資目的の仮想通貨に関する事業から生じるキャピタルゲインはトレードと区別し、非課税とされています。なお、課税対象となる所得の範囲ですが、全世界の所得課税を採用する日本とは異なり、シンガポール国外で生じた国外源泉所得はシンガポールに送金されない限り非課税とされますので、仮想通貨に関する所得も同様に扱われると考えます。

例えば、シンガポールに居住し、Kraken、bitflyerやZaifなどの日本の取引所で仮想通貨取り引きを行い、利益を得た後に日本国内の自己の銀行口座に入金した場合、日本においての当該金額に関する利息については課税、シンガポールおよび日本においての当該利益の総額について非課税ということになります。

なお、シンガポール国内において、物品などの購入の支払いに仮想通貨を使用した場合、物品税 (Goods and Services Tax, GST) として、7%が課税されます。また仮想通貨の

4. [RASによる仮想通貨の課税に関する文章] https://www.iras.gov.sg/ras/home/BusInesses/Companies/Working-in-ut-Corporate-Income-Taxes/Specific-topics/Income-Tax-Treatment-of-Virtual-Currencies/

税理士に依頼せず、自分自身で確定申告を行う方法も紹介

6.1 仮想通貨の確定申告——その流れ

まず、全体の流れを記しておきます。この部分を読んでうんざりしてしまった方は、このChapterはスキップされて結構です。

①最初の作業——みんなに共通の作業

最初に次の作業を行います。

1. 使用している取引所およびウォレットの全取引引き履歴をCSVなどの形式で取得する。
2. 自らがもっとも使いやすいフォーマットに合わせて、すべての取引引き記録を整理する。

同一フォーマットでなくとも良いのですが、その場合、損益を計算するのに多大な工数がかかります。なお、フォーマットは自分で準備しても良いし、取引所が提供しているCSVのフォーマット（但し、エクセルに変換して保存しないと入力データなどが消失しますので、必ず変換してください）を使用しても構いません。私の場合には、次のようなクラーケンのフォーマットに各通貨の保有数推移を加えたものを使用しています（本書特典として提供しているフォーマットです）。

このようなフォーマットを使用することで、どのくらいの数を作成するのですが、私の場合では、ウォレットで20シート、取引所数で20シート前後を作成することになってしまっています。

クラーケンのフォーマット



20シート前後を作成することになってしまう



76 Chapter6 仮想通貨の申告

77

<<目次>>

Chapter1 仮想通貨の税務 その理解と対策の必要性

- 1.1 仮想通貨にはなぜ税務対策が必要なのか
- 1.2 国税庁の仮想通貨に関する見解
- 1.3 仮想通貨とは？
- 1.4 所得の区分と課税
- 1.5 確定申告することがとにかく重要！

Chapter2 Q&A Part.1 個人で仮想通貨を持つ場合

- 2.1 Q1:個人と法人ではどちらで仮想通貨の取引引きを行うのが良いですか？
- 2.2 Q2:どのような属性の投資家が仮想通貨投資を行った方が良いのでしょうか。
- 2.3 Q3:自己の名義の他、子供の名義でも取引所のアカウントを開設し、取引引きを行うことは意味があるでしょうか？
- 2.4 Q4:今年から、シンガポールに住むことになりました。この場合、今までの取引引きについての納税はどうなるのでしょうか？また、これからの取引引きについてはどうなりますか？

Chapter3 Q&A Part.2 法人で仮想通貨を持つ場合

- 3.1 Q5:法人で所有する注意点を教えてください
- 3.2 Q6:個人から法人へ切り替える際の注意点を教えてください
- 3.3 Q7:個人から法人へ切り替える際のメリット・デメリットを教えてください
- 3.4 Q8:海外で法人を設立し、仮想通貨を購入した場合の取り扱いはどうになりますか？
- 3.5 Q9:仮想通貨の利益は事業所得になりますか？

Chapter4 Q&A Part.3 課税対象となる取引引きとは

- 4.1 Q10:利益確定していなければ申告の必要はないのでしょうか？
- 4.2 Q11:仮想通貨の売却とは、どのような行為をいうのでしょうか？仮想通貨の売却、仮想通貨での商品の購入、仮

仮想通貨と仮想通貨の交換の場合はこれに該当するのでしょうか？

4.3 Q12:仮想通貨を追加で購入しましたが、取得価額はどのように計算すればよいですか？

4.4 Q13:仮想通貨が分裂(分岐)した場合はどうするべきですか？

4.5 Q14:仮想通貨に関する所得の所得区分を教えてください

Chapter5 仮想通貨取引の申告には、税理士の協力を！ タックスプランニングの重要性を認識しよう

5.1 仮想通貨の確定申告には税理士が必要！

5.2 税理士の中でも選別が必要です(しかし税理士もクライアントを選別します)

Chapter6 仮想通貨の申告 自分でもできる？

6.1 仮想通貨の確定申告——その流れ

6.2 仮想通貨に関する納税作業の簡素化

Chapter7 仮想通貨の可能性 その時点の「基軸となる仮想通貨」を見極めよう

7.1 「仮想通貨」の名前にふさわしくない可能性

7.2 間違いなく拡大していく

7.3 正しい仮想通貨との向き合い方

<< 著者紹介 >>

鹿 剛(しか たけし)

鹿剛事務所 代表

東芝、Sun Microsystems (現 Oracle)を経て、ソニー入社。アジア、欧州での法務統括職を経て、2001年より Sony Card Europe のマネージングダイレクター。その間、複数国にまたがるオペレーションを法務的な視点、国際税務的な視点から分析し、各国オペレーションの構築に従事。2011年より株式会社ケアネットの取締役、上席執行役員等を歴任。現在、上場済み仮想通貨アーキテクチャーの拡充に携わるほか、取引所、マイニングファームの設立、新規 ICO 準備などに従事。デジタル通貨アカデミーを運営。その他上場支援・海外進出などのコンサルティングを行っている。

<< 監修者紹介 >>

浜部 理恵(はまべ りえ)

税理士

一般税務、仮想通貨の税務の他、外資系企業向けアウトソーシング・サービス(月次会計レポート作成および記帳、源泉徴収事務(給与計算等)、会社設立支援等)、国際金融投資コンサルティング、国際事業投資コンサルティング等に従事。平成8年4月より株式会社アジアビジネスセンター、野中公認会計士事務所グループ所属。

副業アカデミー

「収入の柱を増やして、人生を選べるようになる」を理念に、副業で本当に収入を増やせるようになることにコミットしたスクール。会社からの給料だけに依存することなく、自分の人生を自由に選べるようになりたい方を応援している。提供している講座は、仮想通貨・不動産投資・株式投資・FX 投資・物品販売事業・マネー&ライフプランなどがある。

<< 販売ストア >>

電子書籍:

Amazon Kindle ストア、楽天 kobo イーブックストア、Apple Books、紀伊國屋書店 Kinoppy、Google Play Store、honto 電子書籍ストア、Sony Reader Store、BookLive!、BOOK☆WALKER

印刷書籍:

Amazon.co.jp、三省堂書店オンデマンド、honto ネットストア、楽天ブックス

※ 各ストアでの販売は準備が整いしだい開始されます。

※ 全国の一般書店からもご注文いただけます。

【株式会社インプレス R&D】 <https://nextpublishing.jp/>

株式会社インプレス R&D（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：井芹昌信）は、デジタルファーストの次世代型電子出版プラットフォーム「NextPublishing」を運営する企業です。また自らも、NextPublishing を使った「インターネット白書」の出版など IT 関連メディア事業を展開しています。

※NextPublishing は、インプレス R&D が開発した電子出版プラットフォーム(またはメソッド)の名称です。電子書籍と印刷書籍の同時制作、プリント・オンデマンド(POD)による品切れ解消などの伝統的出版の課題を解決しています。これにより、伝統的出版では経済的に困難な多品種少部数の出版を可能にし、優秀な個人や組織が持つ多様な知の流通を目指しています。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス(本社:東京都千代田区、代表取締役:唐島夏生、証券コード:東証1部9479)を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「旅・鉄道」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

【お問い合わせ先】

株式会社インプレス R&D NextPublishing センター

TEL 03-6837-4820

電子メール: np-info@impress.co.jp